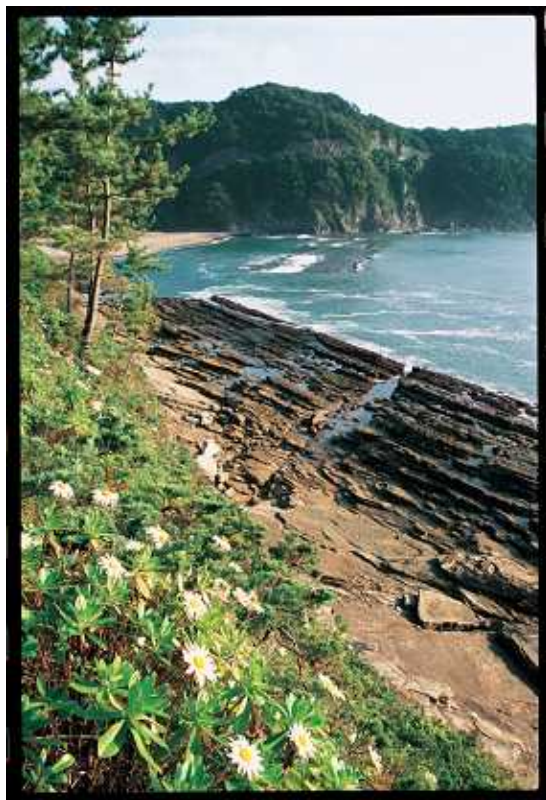


第5期 平成23(2011)年度
田野畑むらづくり基金 中間報告書



平成19年度田野畑村観光写真コンクール佳作作品
「浜菊咲く」 / 田村 吉松さん (久慈市)

岩手県田野畑村

1 社会投資家である寄付者や村内外の皆様へ

皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日ごろから本村のむらづくりに対し格別のご支援、ご協力を賜り、心からお礼を申し上げます。

ここに、田野畑むらづくり基金（以下、基金）の第5期（平成23（2011）年度）中間報告をさせていただきます。

この基金は、寄付者の皆様が、村が提示する政策メニューの中から自由に用途を選択できることから、選挙に例えて「寄付による投票」と呼ばれています。寄付者の社会的なニーズを寄付金という形でくみ取り、政策に反映させようというものです。寄付者は「もう一人の投票者」であると同時に、公益（パブリックベネフィット）を受け取ろうとする「社会投資家」とも言えるでしょう。

本村は、「寄付による投票条例」を提唱する寄付市場協会（渡辺清会長）のご指導をいただきながら、平成19年10月に基金を導入しました。「寄付による投票条例」の導入は、岩手県内では2番目、全国では28番目となりました。

政策メニューは①自然環境の保全に関する事業②農山漁村の歴史文化の保存に関する事業③自然エネルギーの整備に関する事業④福祉および健康の推進に関する事業⑤子どもの教育および少子化対策に関する事業 の5つを提示しました。どのメニューも本村に不可欠なものと捉えています。

基金への寄付は、第1期2,669,000円、第2期1,507,149円、第3期3,820,000円、第4期5,996,300円、第5期中間で2,580,000円となり、総額は16,572,449円（平成23年9月末日現在）に達しました。

一方、運用益として、第2期2,823円、第3期12,307円、第4期11,950円、今期は5,331円の基金利子が生じており、基金総額では16,604,860円となりました。

昨今の地方自治を取り巻く環境は、行財政改革や地方分権、人口減少、少子高齢化などで大きく変化しています。また先の東日本大震災は本村にも甚大な被害をもたらし、現在、一日も早い復興を目指して一丸となって取り組んでいるところであります。

こうした中で、本村はこの基金が、地域振興を一層推し進め、地方と都市の架け橋となるよう期待しています。同時に、寄付を通じた新たな地方自治のモデルとして確立できるように努力してまいります。

皆様におかれましては、今後とも、なお一層のご支援、ご協力を賜りますよう深くお願い申し上げます。

平成23年10月

田野畑村長 上机 莞治

2 寄付の概況

第5期（平成23（2011）年度）中間期は、寄付者延べ34人から、件数37件、総額2,580,000円の寄付がありました。

政策メニュー別では、以下の内訳となっています。

「自然環境の保全に関する事業」	120,000円（2件）
「農山漁村の歴史文化の保存に関する事業」	10,000円（1件）
「自然エネルギーの整備に関する事業」	30,000円（1件）
「福祉および健康の推進に関する事業」	95,000円（3件）
「子どもの教育および少子化対策に関する事業」	680,000円（17件）
他「指定なし」	1,645,000円（13件）

地域別では、以下の内訳となっています。

岩手県外	2,310,000円（28件）
岩手県内（田野畑村を除く）	260,000円（8件）
田野畑村	10,000円（1件）

寄付額別では、最高額が個人の1,000,000円でした。また、5,000円と10,000円の寄付額がともに8件ずつで最多件数となっています。なお、基金は定期預金として管理しているため、今期に5,331円の基金利子が生じ、第5期の基金総額は2,585,331円となりました。

3 寄付財源の事業化

寄付財源を予算化した事業は、現在のところ行っていません。

今後、事業実施に向けた検討を重ね、より良い有効活用を図り、事業を展開していきます。

4 寄付の内訳

(1) 年度別

(金額：円、件数：件)

区分	平成 20 年度以前		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		合 計	
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
自然環境の保全	406,000	33	30,000	2	55,000	4	120,000	2	611,000	41
歴史文化の保存	135,000	13	0	0	15,000	1	10,000	1	160,000	15
自然エネルギー	65,000	9	0	0	30,000	1	30,000	1	125,000	11
福祉・健康推進	385,000	27	40,000	2	265,000	4	95,000	3	785,000	36
子どもの教育	590,000	62	270,000	29	215,000	26	680,000	17	1,755,000	134
指 定 な し	2,595,149	56	3,480,000	10	5,416,300	14	1,645,000	13	13,136,449	93
合計	4,176,149	200	3,820,000	43	5,996,300	50	2,580,000	37	16,572,449	330
運用益	2,823	-	12,307	-	11,950	-	5,331	-	32,411	-
基金取り崩し	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
基金合計	4,178,972	-	3,832,307	-	6,008,250	-	2,585,331	-	16,604,860	-

(金額：円、件数：件、人数：人)

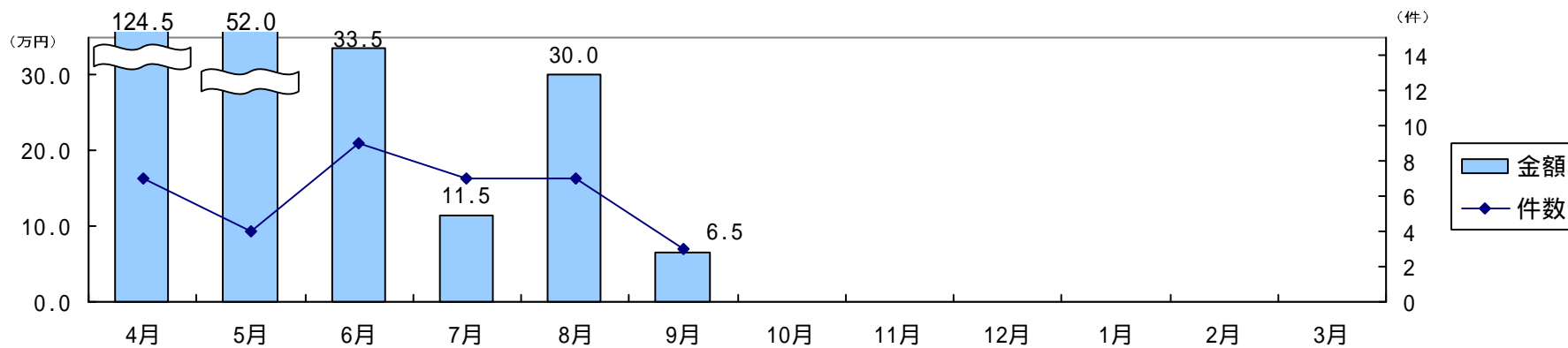
区分	平成 20 年度以前			平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度		
	金額	件数	人数	金額	件数	人数	金額	件数	人数	金額	件数	人数
個人・団体別	4,176,149	200	157	3,820,000	43	42	5,996,300	50	48	2,580,000	37	34
個人	3,529,500	177	143	3,770,000	42	41	5,740,000	43	42	2,080,000	36	33
団体	646,649	23	14	50,000	1	1	256,300	7	6	500,000	1	1
不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別	4,176,149	200	157	3,820,000	43	42	5,996,300	50	48	2,580,000	37	34
村内	1,176,649	59	46	230,000	10	9	396,300	13	12	10,000	1	1
県内	1,156,000	68	55	410,000	17	17	420,000	18	17	260,000	8	8
県外	1,843,500	73	56	3,180,000	16	16	5,180,000	19	19	2,310,000	28	25
不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(2) 月別(平成23年度上半期分)

(金額:円、件数:件)

区分	自然環境の保全		歴史文化の保存		自然エネルギー		福祉・健康推進		子どもの教育		指定なし		合計	
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
4月	0	0	0	0	0	0	0	0	25,000	3	1,220,000	4	1,245,000	7
5月	0	0	0	0	0	0	0	0	520,000	4	0	0	520,000	4
6月	100,000	1	0	0	0	0	75,000	2	90,000	4	70,000	2	335,000	9
7月	20,000	1	10,000	1	30,000	1	20,000	1	15,000	2	20,000	1	115,000	7
8月	0	0	0	0	0	0	0	0	15,000	2	285,000	5	300,000	7
9月	0	0	0	0	0	0	0	0	15,000	2	50,000	1	65,000	3
10月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	120,000	2	10,000	1	30,000	1	95,000	3	680,000	17	1,645,000	13	2,580,000	37
運用益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,331	-
基金計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,585,331	-

■月別グラフ



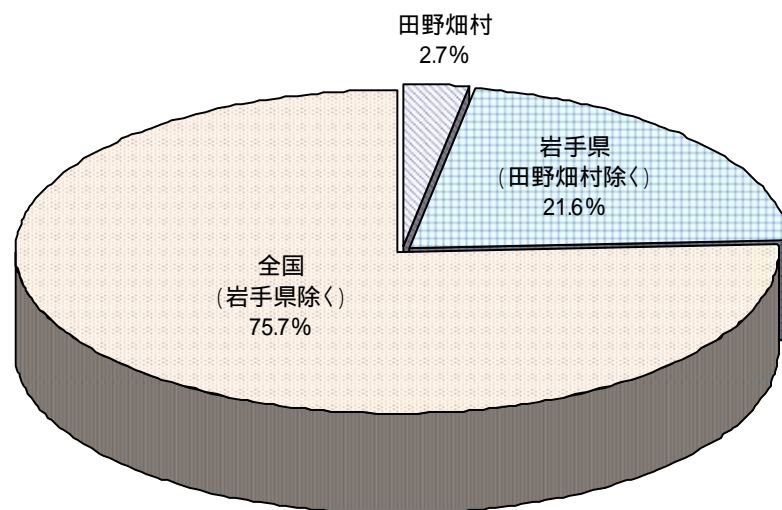
(3) 地域別 (平成 23 年度上半期分)

(金額 : 円、件数 : 件)

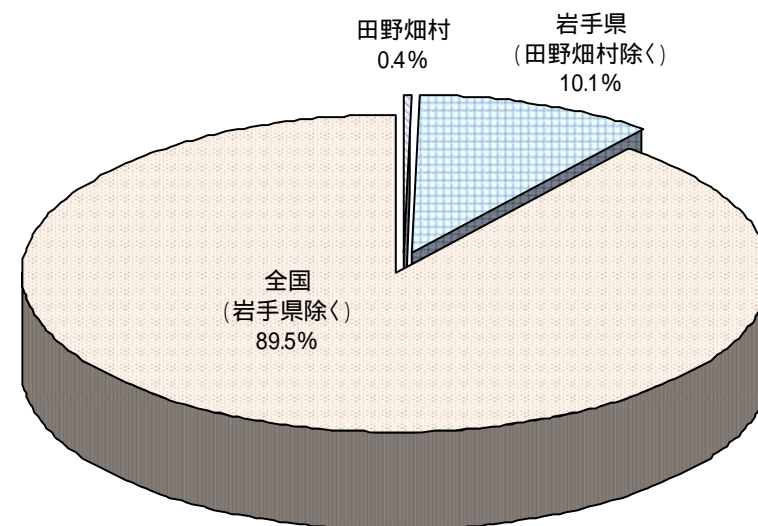
区分	自然環境の保全		歴史文化の保存		自然エネルギー		福祉・健康推進		子どもの教育		指定なし		合 計	
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
田野畑村	-	-	-	-	-	-	-	-	10,000	1	-	-	10,000	1
岩手県	-	-	-	-	-	-	-	-	60,000	6	200,000	2	260,000	8
茨城県	-	-	-	-	-	-	-	-	30,000	6	-	-	30,000	6
埼玉県	-	-	-	-	-	-	-	-	5,000	1	1,045,000	4	1,050,000	5
千葉県	-	-	-	-	30,000	1	80,000	2	60,000	1	50,000	1	220,000	5
東京都	20,000	1	10,000	1	-	-	-	-	500,000	1	250,000	5	780,000	8
神奈川県	-	-	-	-	-	-	15,000	1	15,000	1	100,000	1	130,000	3
兵庫県	100,000	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100,000	1
合計	120,000	2	10,000	1	30,000	1	95,000	3	680,000	17	1,645,000	13	2,580,000	37

(注) 岩手県は、田野畑村を除く。

■地域別件数



■地域別金額



(4) 個人・団体別 (平成 23 年度上半期分)

(金額：円、件数：件)

区分	自然環境の保全		歴史文化の保存		自然エネルギー		福祉・健康推進		子どもの教育		指定なし		合 計	
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
個人	120,000	2	10,000	1	30,000	1	95,000	3	180,000	16	1,645,000	13	2,080,000	36
団体	-	-	-	-	-	-	-	-	500,000	1	-	-	500,000	1
不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	120,000	2	10,000	1	30,000	1	95,000	3	680,000	17	1,645,000	13	2,580,000	37

(5) 寄付金額別 (平成 23 年度上半期分)

(単位：件)

区分	個人	団体	不明	合計
5,000 円	8	-	-	8
10,000 円	8	-	-	8
15,000 円	2	-	-	2
20,000 円	5	-	-	5
30,000 円	2	-	-	2
50,000 円	3	-	-	3
60,000 円	2	-	-	2
100,000 円	5	-	-	5
500,000 円	-	1	-	1
1,000,000 円	1	-	-	1
合計	36	1	-	37

(6) 個人の寄付者の方々 (平成 23 年度上半期分) (敬称略)

(単位 : 円)

氏名	住所	自然環境	歴史文化	エネルギー	福祉・健康	教育	指定なし	合計
畠山 正一	田野畑村	-	-	-	-	10,000	-	10,000
T・N	茨城県水戸市	-	-	-	-	5,000×6回	-	30,000
井山 一男	埼玉県さいたま市	-	-	-	-	-	1,000,000	1,000,000
井上幸夫・莉委子	神奈川県相模原市	-	-	-	-	-	100,000	100,000
牧原喜次郎・マキ	岩手県盛岡市	-	-	-	-	-	100,000	100,000
佐々木 純吉	岩手県盛岡市	-	-	-	-	10,000×6回	-	60,000
I・I	東京都日の出町	-	-	-	-	-	20,000	20,000
岡野 浩	埼玉県春日部市	-	-	-	-	5,000	5,000	10,000
大塚 清三郎	兵庫県伊丹市	100,000	-	-	-	-	-	100,000
A・K	神奈川県川崎市	-	-	-	15,000	15,000	-	30,000
小林 弘光	千葉県松戸市	-	-	-	60,000	60,000	-	120,000
Y・M	千葉県柏市	-	-	-	-	-	50,000	50,000
町田 佳代	埼玉県さいたま市	-	-	-	-	-	20,000	20,000
松崎 均	埼玉県ふじみ野市	-	-	-	-	-	20,000	20,000
遠藤 譲	千葉県長生村	-	-	30,000	-	-	-	30,000
M・N	東京都八王子市	20,000	10,000	-	-	-	-	30,000
遠藤 あや子	千葉県長生村	-	-	-	20,000	-	-	20,000
N・M	岩手県盛岡市	-	-	-	-	-	100,000	100,000
久慈 英朗	東京都世田谷区	-	-	-	-	-	100,000	100,000
久慈 美賀	東京都世田谷区	-	-	-	-	-	50,000	50,000
坂本 春野	東京都新宿区	-	-	-	-	-	30,000	30,000
K・N	東京都大田区	-	-	-	-	-	50,000	50,000
合計		120,000	10,000	30,000	95,000	180,000	1,645,000	2,080,000

(注1) 氏名等の個人情報の掲載については、ご本人の了解が確認できた方のみとし、掲載を望まない方は非公開としました。

(注2) 本表は、寄付をいただいた順に掲載しています。

(7) 団体の寄付者の方々 (平成 23 年度上半期分) (敬称略)

(単位 : 円)

氏名	住所	自然環境	歴史文化	エネルギー	福祉・健康	教育	指定なし	合計
東京書籍株式会社	東京都北区	-	-	-	-	500,000	-	500,000
合計		-	-	-	-	500,000	-	500,000

(8) 寄付者からのメッセージ

被災された方々に哀悼の意を表するとともに、心よりお見舞いを申し上げます。貴村出身者には大変お世話になっております。寄付は何年か続けたいと思います。頑張りましょう。(埼玉県さいたま市・個人)

津波見舞金にしてください。(岩手県盛岡市・個人)

このたびの災害で被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。昭和 60 年 5 月、田野畑村に新婚旅行に行き、田野畑村役場に婚姻届を提出しました。当時の村長さんと一緒に記念写真を撮っていただき、広報紙にも掲載していただきました。今回の災害に際し、少しでもお役に立てればと思い寄付させていただきます。被災された村民の皆様が一日も早く復興されますよう、心よりお祈り申し上げます。また、支援に当たられている上机村長をはじめとする村役場の皆様のご活躍並びにご健康を心より願っております。(神奈川県相模原市・個人)

村復興のために寄付します。子ども 3 人が中学での体験学習でお世話になりました。ありがとうございました。(東京都日の出町・個人)

少額ですが、被災された子どもたちのためにお役立てください。(埼玉県春日部市・個人)

今度の震災、お見舞い申し上げます。私は貴村の出身ではありませんが、昨年 8 月 22 日、ホテル羅賀荘に J T B を通じてお世話になり歓待を受けましたので、貴村にわずかばかりの寄付をさせていただき、この大災害よりの復興を手助けできればと思っております。(兵庫県伊丹市・個人)

ささやかな応援ですけど!! (神奈川県川崎市・個人)

昨年7月、北山崎めぐり観光船に一人で乗せていただき大変お世話になりました。継続して寄付します。(千葉県松戸市・個人)

長年にわたり田野畑村から色々と美味しいものを送っていただきありがとうございます。わずかですが、何かにお使いください。これからも大変でしょうが、頑張ってください。(千葉県柏市・個人)

田野畑村の製品のファンです。どうかこれからも美味しいモノを作ってください。(埼玉県さいたま市・個人)

1979~83年に「早稲田大学・思惟の森の会」の活動で田野畑を訪問させていただきました。色踊る秋の紅葉、身を切られるような厳しい冬、冷たいヤマセの吹く夏、村祭り、鹿踊り、北山崎、鶉の巣断崖...、全て忘れ得ぬ私の青春の大切な1ページにあります。村の皆様には本当にお世話になりました。一日も早い復興を心より願っております。(埼玉県ふじみ野市・個人)

私夫婦の故郷は岩手町です。震災があり少しでもお役に立てればと思います。(千葉県長生村・個人)

夫と共に故郷のお役に立てればと思います。(千葉県長生村・個人)

以前家族で旅行しました岩手県・北山崎の美しい景観が早く元に戻りますようにお祈りしております。(東京都八王子市・個人)

(震災から)早くも5カ月になりますが、村の皆様はいかがお過ごしですか? 一日も早く元の生活に戻られることを願っています。少額ですが、お役立てください。(埼玉県春日部市・個人)

寄付金は、地域振興のためにお使いください。皆様のご健康をお祈りしております。何回もお世話になりました旅館の皆様によくお伝えください。若いころ、また子どもが小さいとき泊めていただきました。ありがとうございました。お元気で再会を期待しております。(東京都新宿区・個人)

5 基金の沿革

- 平成 19 年 2 月 住民参加型基金制度について「田野畑村協働による地域づくり推進委員会」に提案。以後、同委員会で 2 回にわたる協議を経て、同年 7 月に導入の方向性を固める。
- 平成 19 年 7 月 「寄付による投票条例」を提唱する寄付市場協会・渡辺清会長のご指導をいただき、条例案や制度設計の検討開始。
- 平成 19 年 9 月 21 日 村議会に条例案を提案し、原案可決。
- 平成 19 年 10 月 1 日 田野畑むらづくり基金条例の公布および施行。
- 平成 19 年 10 月 3 日 第 1 号寄付の受け入れ。
- 平成 20 年 1 月 28 日 寄付金額が 100 万円を超える。
- 平成 20 年 3 月 14 日 寄付件数が 100 件に達する。
- 平成 21 年 3 月 27 日 寄付件数が 200 件に達する。
- 平成 21 年 6 月 5 日 寄付金額が 500 万円を超える。
- 平成 22 年 5 月 10 日 寄付金額が 1,000 万円を超える。
- 平成 23 年 4 月 13 日 寄付金額が 1,500 万円を超える。
- 平成 23 年 4 月 28 日 寄付件数が 300 件に達する。

6 政策メニューリスト

(1) 自然環境の保全に関する事業

北山崎の断崖に自生しているシロバナシャクナゲ群落は、昭和 29 年に岩手県の天然記念物に指定されましたが、原因不明の枯損や盗掘などにより、その数は激減しています。

自然環境保全のシンボルとしてシロバナシャクナゲ園を造成するなど、自然環境の保全と意識啓発に努めます。

【事業内容】シロバナシャクナゲ群落の再生事業、国立公園内自然遊歩道の適正管理

(2) 農山漁村の歴史文化の保存に関する事業

水産庁の「未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選」(平成 18 年 2 月)に選ばれた机浜漁村番屋群では、地元住民らが保存活用協議会を設立し、保存と継承活動等を展開しています。

この取り組みを支援するとともに、漁村文化を後世に伝え、都市住民との交流の場として活用していきます。

【事業内容】机浜漁村番屋群の保全、継承活動への支援

(3) 自然エネルギーの整備に関する事業

田野畑村の 84%は山林で、昭和時代は炭焼きが盛んでした。山林は二酸化炭素を吸収し、酸素を供給します。化石燃料は便利ですが、二酸化炭素排出による地球温暖化など、新たな問題も生じさせました。

環境に優しい自然エネルギーを普及させ、地球環境の浄化に貢献します。

【事業内容】太陽光発電の設置および普及、ペレット・薪ストーブの設置および普及

(4) 福祉および健康の推進に関する事業

平成 19 年 9 月現在、村の高齢化率は 30.5%で、近年は高齢者夫婦世帯(全世帯比 14.4%)や一人暮らし老人世帯(同 9.2%)が増加傾向にあります。

村では高齢者の安否確認や消費者問題の被害未然防止などに努めてきましたが、地方交付税の削減等により既存事業の維持さえ難しくなってきました。

高齢者が住み慣れた家で安心して暮らせる在宅福祉サービスを提供します。

【事業内容】既存事業の維持

(5) 子どもの教育および少子化対策に関する事業

平成 19 年 9 月現在、村の 15 歳以下の人口比は 12.8% となっています。村では就学前児童の医療費無料化などによる少子化対策や小中学校での教育環境整備等に努めてきましたが、地方交付税の削減等により既存事業の維持さえ難しくなっています。子育てをしやすい環境と教育環境の整備を進めます。

【事業内容】 既存事業の維持

申し込み方法

「寄付申込書」で寄付金の使い道を指定し、申し込んでいただきます。
村から振り込みのご案内をします。指定の口座にお振り込みをお願いします。
振込手数料は本人負担となります。

寄付金の額

寄付金は、1 口 5,000 円を原則として、何口でも受け付けます。

問い合わせ先

〒028 - 8407 岩手県下閉伊郡田野畑村田野畑 143 - 1
田野畑村役場 総務課財政班 田野畑むらづくり基金担当
電話 0194 - 34 - 2111 F A X 0194 - 34 - 2632
e-mail inquiry@vill.tanohata.iwate.jp

【監修】 寄付市場協会 (JaDoMaC) 会長 渡辺清

7 田野畑むらづくり基金条例

平成 19 年 10 月 1 日公布
田野畑村条例第 15 号

(目的)

第 1 条 この条例は、田野畑村のむらづくりに対する寄付金を広く募り、その寄付金を財源として、多様な人々の参加とその思いを具体化することにより、個性豊かで活力があり、安心して暮らせるむらづくりに資することを目的とする。

(事業の区分)

第 2 条 前条に規定する寄付金を財源として行う事業は、次の各号のとおりとする。

- (1) 自然環境の保全に関する事業
- (2) 農山漁村の歴史文化の保存に関する事業
- (3) 自然エネルギーの整備に関する事業
- (4) 福祉及び健康の推進に関する事業
- (5) 子どもの教育及び少子化対策に関する事業

(基金の設置)

第 3 条 前条に規定する事業に充てるために寄付者から収受した寄付金を適正に管理運用するため、田野畑むらづくり基金(以下「基金」という。)を設置する。

(寄付金の指定等)

第 4 条 寄付者は、第 2 条各号に規定する事業のうちから自らの寄付を財源として実施する事業をあらかじめ指定できるものとする。

2 この条例に基づいて収受した寄付金のうち前項に規定する事業の指定がない寄付金については、むらづくりの課題に応じて、村長が当該事業の指定を行うものとする。

(寄付者への配慮)

第 5 条 村長は、基金の積み立て、管理及び処分その他基金の運用に当たっては、寄付者の意向が反映されるよう十分配慮しなければならない。

(基金への積み立て)

第 6 条 基金として積み立てる額は、第 4 条の規定により寄付された相当額で予算の定めるところによる。

(基金の管理)

第 7 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(基金の収益処理)

第 8 条 基金の運用から生ずる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(基金の処分)

第9条 基金は、その設置の目的を達成するため、第2条各号に規定する事業に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(運用状況の公表)

第10条 村長は、この基金の運用状況を毎年度中間期と通期について、期末後1か月以内に公表しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

8 田野畑むらづくり基金条例施行規則

平成19年10月1日公布
田野畑村規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、田野畑むらづくり基金条例(平成19年田野畑村条例第15号。)に基づき、基金の積み立て、管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(寄付金の受け入れ等)

第2条 寄付金は、寄付申込書(様式第1号)により随時受け付けるものとする。

(寄付金台帳の作成)

第3条 村長は、寄付金の適正な管理を図るため、寄付金台帳(様式第2号)を作成しなければならない。

2 村長は、基金の一部又は全部を処分しようとするときは、処分の経過を記録しておかなければならない。

(寄付金の額)

第4条 寄付金は、1口5千円とする。ただし、村長が認める場合は、この限りでない。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。